

越前市都市計画提案制度手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法(昭和43年法律第100号、以下「法」という。)第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)を行う際の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 計画提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、都市計画提案制度に関する事前相談票(様式第1号)により事前相談を行うものとする。この場合の相談先は、越前市都市計画課(以下「都市計画課」という。)とする。

2 都市計画課は、事前相談に当たり、計画提案の内容把握に努めるとともに、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 提案制度に関する内容
- (2) 関連する都市計画制度
- (3) 都市計画を検討するに当たっての留意事項

3 事前相談を受けたときは、都市計画課は、福井県にその内容を通知するものとする。

4 事前相談の内容が都市計画になじまないと認められるときは、都市計画課は、担当部局等を紹介するなどの対応を行うものとする。この場合においては、前項の通知を省略することができる。

(提案要件)

第3条 計画提案の要件は、法第21条の2の規定に従い、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画提案を行う土地の区域が0.5ha以上の一団の土地の区域であること。
- (2) 提案者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 提案する土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備に係るものその他の一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)
 - イ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人
 - ウ 民法(明治29年法律第89号)第34条の法人
 - エ 独立行政法人都市再生機構
 - オ 地方住宅供給公社
 - カ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体
 - キ 越前市住みよい街づくり推進条例(平成19年越前市条例第12号)第7条第1項の地域街づくり推進団体
 - ク 前各号に掲げるもののほか営利を目的としない法人
- (3) 都市計画の素案は法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合すること。
- (4) 土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。

(計画提案の提出書類)

第4条 提案者は、都市計画法施行規則第13条の4の規定に従い、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提案書(様式第2号)

(2) 次の各号に掲げる提案を行うことができる者の区分に応じ、当該各号に定める提案資格を有することを証する書類

ア 土地所有者等 土地若しくは建物の登記簿謄本、法務局備付けの地図又は地図に準ずる図面の写し

イ 法人 法人の登記簿謄本、定款

ウ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

過去10年間に0.5ha以上の開発行為を行った実績を証する書類、役員(法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)が5年以内に刑罰を受けていないこと等を証する誓約書(様式第3号)

エ 地域街づくり推進団体 住みよい街づくり推進条例第7条第1項により地域街づくり推進団体として認定したことを証する書類の写し

(3) 都市計画の素案

ア 計画書(計画の概要及び提案理由を記載したもの。様式第4号)

イ 関係図書 位置図(縮尺25,000分の1程度)、区域図(縮尺2,500分の1程度の現況図)及び計画図(縮尺2,500分の1程度)

(4) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類

ア 土地所有者等の一覧表(様式第5号)

イ 法務局備付けの地図又は地図に準ずる図面の写し

ウ 同意書(様式第6号)

エ 土地所有者等への説明の経緯に関する資料(様式第7号)

(5) 周辺環境等への検討に関する資料(任意様式)

(6) 事業を行うため都市計画の決定又は変更を必要とする場合は、以下の事項を記した書面(希望する場合のみ。様式第8号)

ア 当該事業の着手予定時期

イ 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

ウ イの期限を希望する理由

(受付)

第5条 計画提案の受付窓口は、都市計画課とする。計画提案が提出された場合、提案内容を把握するため、都市計画課は、速やかに提案者に対してヒアリングを実施するものとする。ただし、事前相談により提案内容を把握している場合は、ヒアリングを省略することができる。

2 ヒアリングを行った場合は、福井県にその内容を通知するものとする。

3 ヒアリングの結果、計画提案に関する都市計画を定める者(以下「都市計画決定権者」という。)が本市以外である場合及び複数の自治体が都市計画決定権者である場合、都市計画課は、次に定めるとおり事務処理を行うものとする。

(1) 都市計画決定権者が本市以外であるときは、その旨を提案者へ通知するとともに、提

案書類を提案者に返却し、あらためて都市計画決定権者へ提出するよう求める。

(2) 都市計画決定権者が本市を含めて複数であるときは、その旨を提案者へ通知するとともに、同じ提案書類を他の都市計画決定権者へ提出するよう求める。

4 提案要件に適合する見込みがないことが受付前の段階で明らかの場合、都市計画課は、提案制度による提案ができない旨を提案者に通知するものとする。

5 受付後、提案内容に変更がある場合、提案者は、原則として取下届（様式第9号）を提出し、計画提案を取下げのうえ、再度提出するものとする。

（提案要件の確認）

第6条 受付後、都市計画課は、概ね1箇月以内に提案要件について確認を行わなければならない。

2 提案要件に適合しないときは、適合する見込みのないものを除き、都市計画課は、提案要件に適合するよう補正を求めるものとする。

3 前項の適合する見込みのない、又は補正が行われなときは、都市計画課は、要件不適合である旨を提案者及び福井県に通知するとともに、提案者に提案書類を返却するものとする。

4 補正の必要がない、又は補正が終了し提案要件に適合することとなったときは、都市計画課は、提案者及び福井県にその旨を通知するものとする。

5 提案要件への適合が確認された後、都市計画課は、所管部局へ提案書類を送付するとともに、関係課への周知を図るものとする。

（計画提案に対する判断）

第7条 都市計画の決定又は変更の必要性の判断を行うに当たって必要な場合、市は、提案者に資料の提供や説明等の協力を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けたときは、提案者は、可能な範囲で協力しなければならない。

3 計画提案に対する判断は、第3条(3)に掲げる都市計画に関する基準のほか、各種法令、福井県及び本市のまちづくりに関する方針、当該土地の状況等を総合的に勘案して行うものとする。

4 計画提案を判断するに当たり市は、あらかじめ福井県と協議を行うものとする。また、必要に応じて関係機関と調整を行うものとする。

5 第4条第6号の書類が添付されている場合であって、希望する期限内に判断ができないときは、市は、その理由を添えて提案者に通知するものとする。

（決定手続）

第8条 市は、都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したときは、提案者にその旨通知し、以後の都市計画の案の作成手続における協力を依頼するとともに、都市計画の案を作成しなければならない。

2 前項の依頼を受けたときは、提案者は、可能な範囲で協力しなければならない。

3 市は、案の作成に当たり、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うものとする。

4 提案された都市計画の素案が、都市計画の案とほぼ等しく、かつ、提案者が説明会、公聴会等の開催等の都市計画の案の作成手続に準じる手続を経て計画提案を行っているとき認められるときは、これを省略することができる。

5 市は、作成した都市計画の案により都市計画の決定又は変更の手続を進める。

6 市は、都市計画の案を越前市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議しようとするときは、都市計画の案のほか、提案者から提出された都市計画の素案についても提出するものとする。

7 市は、都市計画の決定又は変更告示後、速やかに提案者にその旨を通知しなければならない。

（非決定手続）

第9条 市は、都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及び判断理由の要旨等について提案者に通知するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による通知については、審議会開催の概ね3週間前までに行うものとする。

3 通知後、都市計画の案に対して意見があるときは、提案者は、指定期日（審議会の概ね10日前）までに書面で提出することができる。

4 提案者から意見の提出があったときは、市は、意見の要旨等について審議会に報告しなければならない。

5 審議会での判断が適当とされたときは、市は、速やかに提案者に判断結果及び判断理由を通知しなければならない。この場合において福井県にも判断結果及び判断理由を通知するものとする。

6 審議会の意見を聴いた結果、再度計画提案に対する判断等が必要になったときは、第7条の規定による事務処理を再度行うものとする。

（計画提案に係る情報の公開）

第10条 都市計画課は、提案された都市計画素案及び周辺環境等への検討に関する書類を、計画提案を受付した日から、要件不適合である旨を通知する日まで、あるいは当該提案を踏まえた都市計画を決定し、若しくは変更する告示の日又は計画提案を踏まえた都市計画を定める必要がない旨を通知する日まで、閲覧に供するものとする。

2 提案に対する結果については、提案者に通知後公表するものとする。

3 都市計画の決定又は変更をした場合は、都市計画の素案、判断理由、決定又は変更をした都市計画の内容及び決定又は変更の理由を公表するものとする。

4 都市計画の決定または変更をしなかった場合は、都市計画の素案及び判断理由を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月15日から施行する。